

障害児通所支援の質の向上について 主な検討事項(案)

主な検討事項（案）_①

I 「児童福祉法等の一部を改正する法律」(令和4年法律第66号)施行後の、児童発達支援センターの方向性について

1. 児童発達支援センターに求められる中核機能が発揮されるための人材配置、地域の事業所に対する相談・援助等の在り方について、どう考えるか。また、児童発達支援センターを中心に、地域の障害児通所支援事業所全体の質の底上げを図っていくための仕組みについて、どう考えるか。

さらに、「福祉型」と「医療型」のセンターの一元化後の方向性について、どう考えるか。

「障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて中間整理（令和3年12月16日）（P7より抜粋）

- 児童発達支援センターについては、当該センター以外の施設との役割・機能の違いが明確でないため、多様な障害等への専門的機能を強化し、児童発達支援事業所等に対する助言その他の援助を行う機関として、以下のような機能・役割を担うべきであることを明確化すべきである。
- ① 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能
 - ② 地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能（児童発達支援センターが障害児通所支援事業所に対し、支援内容等への助言・援助等を行う機能）
 - ③ 地域のインクルージョン推進の中核としての機能
 - ④ 地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能
- また、こうした役割・機能を総合的に果たすため、「児童発達支援センター」は、「保育所等訪問支援」や「障害児相談支援」としての指定を併せて有することを原則とする方向で検討する必要がある。

「障害児通所支援の在り方に関する検討会報告書（令和3年10月20日）（P6、7より抜粋）

- 児童発達支援センターを中心に、地域の障害児通所支援事業所全体の質の底上げが図られていくよう、
- ・地域の障害児通所支援事業所が参加する研修や支援困難事例の共有・検討
 - ・市町村や地域の自立支援協議会の子ども部会との連携
- 等の実施を促進する仕組みを併せて検討していくことにより地域社会に障害児支援の意義や専門性を伝えていく役割が必要である。

「障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて中間整理（令和3年12月16日）（P7、8より抜粋）

- 「児童発達支援」について、障害種別にかかわらず、身近な地域で必要な発達支援を受けられるようにするという障害児通所支援の理念をさらに進めるため、「福祉型」と「医療型」に区別せず一元化する方向とし、全ての児童発達支援事業所において肢体不自由児以外も含めた障害児全般に対する支援を行うべきである。

V 障害児通所支援の質の向上について

1. 児童発達支援及び放課後等デイサービスの各ガイドラインで定めた自己評価票・保護者評価票の改善点や運営基準等への位置付けについて、どう考えるか。また、第三者による外部評価の具体的な内容について、どう考えるか。
また、各事業所における自己評価・保護者評価の結果を持ち寄り、お互いに意見交換をしながら事業所の強み・弱みを分析したり、お互いの効果的な取り組みを学び合うことで、より良い支援の提供につなげていくために、具体的な仕組みについて、どう考えるか。

障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて中間整理（令和3年12月16日）（P12、13）より抜粋

○ 障害児通所支援については、児童発達支援及び放課後等デイサービスの各ガイドラインで定めた自己評価票・保護者評価票について改善に向けて改めて見直した上で、現在、評価方法が任意とされている自己評価・保護者評価について、ガイドライン上の評価票の内容を最低限実施する等、運営基準等での位置付けを見直す必要がある。

また、第三者による外部評価については、今後の障害福祉サービス全体の検討（P.29参照）も踏まえつつ、評価の具体的な内容について、研究の報告（※）等を参考に検討を進める必要がある。

（※事業所間の支援の質の格差が大きいことが課題となっていることから、事業所における自己評価・保護者評価以外に、評価の第三者性や支援現場の実態の把握という観点から、令和元年度障害者政策総合研究事業「障害児支援のサービスの質の向上のための外部評価の実施とその検証のための研究」を行った。）

○ また、児童発達支援センターにおいて、こうした各事業所における自己評価・保護者評価の結果を集約し、各事業所とともに、それぞれの事業所の強み・弱みを分析し、地域の事業所が互いの効果的な取組を学び合いながら、より良い支援の提供につなげていくことを後押しすることを検討する必要がある。

こうした自己評価・保護者評価の分析・検討の場には、子ども自身の思いをできる限り取り入れる観点からの保護者の参画や、相談支援事業所、保育所・学校等の地域の関係者等の参画を検討し、事業所・利用者・関係者がチームとして協力しながら事業所の質を高める方向で具体的な仕組みを検討する必要がある。

V 障害児通所支援の質の向上について

質の向上について

(1) 児童発達支援センターを中心に、地域の障害児通所支援事業所全体の質の底上げを図っていくために、研修や支援困難事例の共有・検討、市町村や地域の自立支援協議会子ども部会との連携などの取り組みを実施していくことが考えられるが、これらを具体的に進めるためにはどのような方策が考えられるか。

(検討の視点の例)

- ・ 都道府県、市町村やセンター、事業者、障害児関係団体が地域で連携して研修や支援困難事例の共有・検討を具体的に進めるためには、どのような方策が考えられるか。
- ・ 地域に児童発達支援センターが設置されていない場合、また、地域に児童発達支援センターが複数設置されている場合の取り組み方策についてどのように考えられるか。
- ・ 自立支援協議会子ども部会と児童発達支援センターが、連携して質の向上についての取り組みを具体的に進めるためにはどのような方策が考えられるか。

「障害児通所支援の在り方に関する検討会報告書（令和3年10月20日）（P6、7より抜粋）

児童発達支援センターを中心に、地域の障害児通所支援事業所全体の質の底上げが図られていくよう、

- ・ 地域の障害児通所支援事業所が参加する研修や支援困難事例の共有・検討
 - ・ 市町村や地域の自立支援協議会の子ども部会との連携
- 等の実施を促進する仕組みを併せて検討していくことにより地域社会に障害児支援の意義や専門性を伝えていく役割が必要である。

質の向上について（続き）

(2) 児童発達支援及び放課後等デイサービスの各ガイドラインで定めた自己評価票・保護者評価票の改善点や運営基準等への位置付けについて、どう考えるか。また、第三者による外部評価の具体的な内容について、どう考えるか。

（検討の視点の例）

- ・ 現在の自己評価票・保護者評価票の内容として改善すべき点や運営基準等への位置づけについてどう考えるか。
- ・ サービスの質の確保・向上に繋げる観点から、自己評価票・保護者評価票の効果的な活用や公表の仕方について、どのようなことが考えられるか。
- ・ 第三者による評価については、例えば介護分野において導入されている第三者（利用者・地域住民・市町村職員等）を含めた運営推進会議を開催し、定期的に運営状況の評価を受けることで、サービスの質の確保・向上に繋がることも考えられるが、どのような方策が考えられるか。

(3) 各事業所における自己評価・保護者評価の結果を持ち寄り、お互いに意見交換をしながら事業所の強み・弱みを分析したり、お互いの効果的な取り組みを学び合うことで、より良い支援の提供につなげていくために、具体的な仕組みについて、どう考えるか。

（検討の視点の例）

- ・ 地域の質の向上を図るための取り組みは、市町村が企画し児童発達支援センターと連携して進めていくことが考えられるが、効果的な連携や方策についてどう考えるか。
- ・ 児童発達支援センターが中心となり、地域の事業所の自己評価・保護者評価の結果を集約し、各事業所とともに、それぞれの事業所の強み・弱みを分析し、地域の事業所がお互いの効果的な取り組みを学び合う仕組みについて、効果的に機能させるためには具体的にどのような取り組みが考えられるか。
- ・ 児童発達支援センターの設置がされていない地域については、どのような対応が考えられるか。

質の向上について（続き）

障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて中間整理（令和3年12月16日）（P12、13）より抜粋

○ 障害児通所支援については、児童発達支援及び放課後等デイサービスの各ガイドラインで定めた自己評価票・保護者評価票について改善に向けて改めて見直した上で、現在、評価方法が任意とされている自己評価・保護者評価について、ガイドライン上の評価票の内容を最低限実施する等、運営基準等での位置付けを見直す必要がある。

また、第三者による外部評価については、今後の障害福祉サービス全体の検討（P.29参照）も踏まえつつ、評価の具体的な内容について、研究の報告（※）等を参考に検討を進める必要がある。

（※事業所間の支援の質の格差が大きいことが課題となっていることから、事業所における自己評価・保護者評価以外に、評価の第三者性や支援現場の実態の把握という観点から、令和元年度障害者政策総合研究事業「障害児支援のサービスの質の向上のための外部評価の実施とその検証のための研究」を行った。）

○ また、児童発達支援センターにおいて、こうした各事業所における自己評価・保護者評価の結果を集約し、各事業所とともに、それぞれの事業所の強み・弱みを分析し、地域の事業所が互いの効果的な取組を学び合いながら、より良い支援の提供につなげていくことを後押しすることを検討する必要がある。

こうした自己評価・保護者評価の分析・検討の場には、子ども自身の思いをできる限り取り入れる観点からの保護者の参画や、相談支援事業所、保育所・学校等の地域の関係者等の参画を検討し、事業所・利用者・関係者がチームとして協力しながら事業所の質を高める方向で具体的な仕組みを検討する必要がある。

「障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて中間整理（令和3年12月16日）（P29より抜粋）」

○ 特に第三者による評価については、介護分野において、認知症グループホームなどの地域密着型サービスについて、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質を確保することを目的として、指定基準において、第三者を含む運営推進会議を設置し、定期的に運営状況の評価を受けるなどの取組等が義務付けられている。障害福祉サービス等においても、特に質の評価を行う必要性の高いサービスから、こうした仕組みの導入により、サービスの質の確保・向上に取り組むことについて、研究・検討を進める必要がある。その際は、被評価主体が取組の改善に効果的につなげるための助言が適切に行われることを意識しながら検討を進めることが重要である。